

再審査の申立てについて（水道局関係）

次のとおり給与からの組合費の控除の廃止に係る不当労働行為救済申立事件について再審査を申し立てる。

当事者及び名	事件概要
1 申立人 大阪市 被申立人 大阪市水道労働組合 2 中央労働委員会 不当労働行為救済再審査申立事件	本市が被申立人に対し、賃金の一部控除に関する協定から労働組合費の文言を削除して、被申立人の組合員の給与からの労働組合費の控除を平成25年3月31日までとする覚書を締結する旨を通告したことは、被申立人の運営を支配し、又はこれに介入する不当労働行為であるとして、被申立人が、本市に対し、同通告の撤回、文言の削除をする前の協定を有効なものとして取り扱うこと及び同通告を行ったことに関する謝罪文を掲示することを求めていた不当労働行為救済申立事件において、平成26年2月20日に、本市に対し、賃金の一部控除に関する協定から労働組合費の文言を削除して、被申立人の組合員の給与からの労働組合費の控除を平成25年3月31日までとする覚書を締結する旨の申入れがなかったものとして取り扱うとともに、今後同申入れのような不当労働行為を繰り返さないようにすることを約する文書を被申立人に速やかに手交すべき旨の命令があり、同命令に不服があるので再審査の申立てを行うもの

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説明

給与からの組合費の控除の廃止に係る不当労働行為救済申立事件の再審査を申し立てるため、この案を提出する次第である。